

昭和三十一年政令第二百五十四号

地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市の指定に関する政令

内閣は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市を次のとおり指定する。

大阪市 名古屋市 京都市 横浜市 神戸市
北九州市 札幌市 川崎市 福岡市 広島市
仙台市 千葉市 さいたま市 静岡市 堺市
新潟市 浜松市 岡山市 相模原市 熊本市

附 則

1 この政令は、地方自治法の一部を改正する法律（昭和三十一年法律第四百七十七号。附則第一項ただし書に係る部分を除く。）の施行の日（昭和三十一年九月一日）から施行する。

2 地方自治法第五百五十五条第二項の市の指定に関する政令（昭和二十二年政令第十七号）は、廃止する。

附 則 （昭和三十八年一月二八日政令第一〇号）

この政令は、昭和三十八年四月一日から施行する。

附 則 （昭和四十六年八月二八日政令第二七六号）抄

1 この政令は、昭和四十七年四月一日から施行する。

附 則 （昭和五十四年九月四日政令第二三七号）抄

1 この政令は、昭和五十五年四月一日から施行する。

附 則 （昭和六三年九月六日政令第二六一号）抄

1 この政令は、昭和六十四年四月一日から施行する。

附 則 （平成三年一〇月一八日政令第三二四号）抄

1 この政令は、平成四年四月一日から施行する。

附 則 （平成一四年一〇月三〇日政令第三一九号）抄
（施行期日）

1 この政令は、平成十五年四月一日から施行する。

附 則 （平成一六年一〇月二七日政令第三二二号）抄
（施行期日）

1 この政令は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則 （平成一七年一〇月二六日政令第三二三号）抄
（施行期日）

1 この政令は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則 （平成一八年一〇月二七日政令第三二八号）抄
（施行期日）

1 この政令は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則 （平成二〇年一〇月一六日政令第三二五号）抄
（施行期日）

1 この政令は、平成二十一年四月一日から施行する。

附 則 （平成二二年一〇月二八日政令第三二五号）抄
（施行期日）

1 この政令は、平成二十二年四月一日から施行する。

附 則 （平成二三年一〇月二一日政令第三二三号）抄
（施行期日）

1 この政令は、平成二十四年四月一日から施行する。